

議案第 34 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 7 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年板橋区条例
第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「含む。以下同じ。）」の次に「又は
パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであ
り、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活
において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関
係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以
下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第 16 条第 1 項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相
相手方」を加える。

付 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

東京都パートナーシップ宣誓制度の趣旨を踏まえ、育児を行う職員の
深夜勤務の制限及び介護休暇に係る規定を改めるほか、所要の規定整備
をする必要がある。